

事 務 連 絡
令和8年3月30日

都道府県
各 成年後見制度利用促進担当課 御中
市 町 村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市民後見人の養成に係る柔軟な取扱いの推進について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

成年後見制度の多様な担い手の一つである市民後見人については、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現という観点も重視して、その育成・活躍支援を推進することとされており、地域における権利擁護の担い手として、広く活躍することが期待されています。

こうした中、市民後見人養成研修（以下、「研修」という。）について、研修を受講した市町村と別の市町村で市民後見人の登録を受けようとする際、後見人としての適正性の確認などのために再度研修の受講を求められるとの声が、規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）で指摘されたところです。

このため、研修修了者の負担軽減やモチベーションの維持、地域における権利擁護の担い手確保等の点も踏まえ、希望者から申し出があり、他市町村が実施した研修の修了を確認できた場合は、一律に全カリキュラムの再受講を求めることなく、同じ内容の研修は受講を免除し、必要なものに限って受講させるなど、柔軟かつ効果的な研修の実施にご配慮いただくようお願いします。つきましては、このような場合における対応の具体的な事例等について、下記のとおりお知らせしますので、事務の参考としてください。

記

1 他市町村が実施した研修の受講状況等の確認について

他市町村での研修の受講状況（研修カリキュラムの内容や受講結果等を含む。）や市民後見人等としての活動歴については、研修修了証等の証明書を本人から提出させることや、当該市町村に問い合わせることによって確認可能ですが、次の点に留意してください。また、貴市町村に対して同様の問合せがあった場合は、可能な限りご協力いただくようお願いいたします。

- （１）他市町村に問い合わせの際は、事前に希望者本人から同意を得ておくこと。
- （２）研修修了証の提出がなくても、他の確認方法を検討するなど柔軟に取り扱うこと。
また、研修修了証だけでは、研修の内容まで把握できない場合があるので、確認に当たっては留意すること。

- (3) 市民後見人候補者名簿等への登録要件について、要綱等で貴市町村が実施した研修の修了者に限定している場合は、当該要綱等をあらかじめ改正しておくこと。

2 柔軟かつ効果的な対応の例

- (1) 研修カリキュラムのうち、「成年後見制度の基礎」などの制度や知識に関する基礎的な科目については再受講を免除しつつ、貴市町村独自の科目等に限って受講を求める。
- (2) 希望者の適性や意欲等を見極めるための面談等に限って実施する。
- (3) 他市町村での研修受講後に相当期間が経過している場合など、必要に応じてフォローアップ研修の受講やグループワークへの参加等を求める。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868、3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp